

猪苗代町建築物等における木材利用の促進に関する基本方針

(目的)

第1 この方針は、「脱炭素社会実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針」（平成23年7月12日策定、令和4年4月18日改正）に即し、町内での建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定め、町内の建築物等の木造化・木質化等を推進することにより、町民に安らぎとぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、林業・木材産業の振興、森林の整備の促進などに寄与し、循環型社会の構築や脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、町が事業主体となり整備する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3) 「地域材」とは、福島県内の森林から生産された木材または国内の森林から生産された素材を福島県内の製材所等で製材品等に加工されたものをいう。
- (4) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (5) 「木造化」とは、公共建築物の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁、小屋組等）の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、公共建築物の建築または模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (7) 「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- (8) 「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

(木材利用推進のための基本的事項)

第3 町は、公共建築物の整備にあたり地域材の利用に努めるものとする。また、法第6条第1項に基づき、民間建築物を整備する事業者に対し、本方針の周知を図るとともに、国、県、町の施策や木材供給者等の情報提供に努め、地域材の利用を促進するものとする。

(公共建築物における木材の利用目標)

- 第4 公共建築物の整備にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化を推進する。
- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合。
 - (2) 著しく費用を要するなどにより、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。
 - (3) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合。
 - (4) その他、木造化することが困難な場合。
- 2 木造以外の施設であっても、木質化が可能な箇所については、法令等の規定により制限がある場合を除き、木質化を図る。
- 3 公共建築物に使用する家具、机等の備品や消耗品は、地域材を用いた製品の使用に努める。
- 4 公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする設備の導入に努める。

(関係団体等との連携)

- 第5 町は、国または地方公共団体が行う公共建築物の整備については、この方針の目的を踏まえて、積極的な地域材の利用が図られるよう努める。
- 2 町は、林業事業者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく地域材の利用促進及び地域材の適切かつ安定的な供給体制の整備に努める。

(普及啓発活動)

- 第6 町は、公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さについて普及啓発活動に努める。
- また、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、健康休養、地球温暖化防止等、公益機能の発揮についてわかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努める。

(建築物木材利用促進協定)

- 第7 町は、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。
- 2 町は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を町のホームページで公表するものとする。
- 3 協定締結にあたり必要な事項は別途定める。

(適用)

- 第8 この方針は、平成26年10月22日から適用する。
この方針は、令和4年12月28日から適用する。

別表（木造化、木質化を推進する施設）

| | 建築物の用途 | 建築物の仕上げ等に木質化を図る部分 |
|-------|--|---|
| 公共建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・学校、幼稚園その他これらに類する教育施設 ・老人ホーム、保育所、その他これらに類する社会福祉施設 ・医療施設 ・公営住宅 ・スポーツ、文化施設 ・観光、交流施設 ・公園施設 ・地区集会所 <p style="text-align: right;">等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール、ロビー、廊下、トイレ、主要な居室等の床、壁、天井材 ・庇や軒裏、ピロティの天井材 ・雨除けがある部分の外壁材 <p style="text-align: right;">等</p> |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ <p style="text-align: right;">等</p> | |

※木材の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐、防蟻対策等に配慮する。